

令和 8 年第 2 回杉戸町国民健康保険運営協議会次第

日時 令和 8 年 7 月 2 9 日 (水)

午後 1 時 3 0 分～

会場 杉戸町役場

第二庁舎 2 階第 1・第 2 会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 町長あいさつ

4 議事

(1) 議題

議題第 1 号

令和 7 年度杉戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

議題第 2 号

令和 8 年度杉戸町国民健康保険特別会計補正予算 (第 1 号) (案) について

議題第 3 号

令和 9 年度の国民健康保険税率・税額について

(2) 報告

報告第 1 号

杉戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

5 その他

6 閉会

令和8年 第2回

杉戸町国民健康保険運営協議会資料

議題第1号

令和7年度杉戸町国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

令和8年7月29日提出

杉戸町長 窪田 裕之

令和7年度国民健康保険特別会計歳入歳出決算表

1. 歳入歳出決算

歳入

区 分	R7予算現額 A (円)	R7決算額 B (円)	R6決算額 C (円)	予算現額 との比較 B-A (円)	決算増減額 B-C (円)	決算増減率 (%)
1 国 民 健 康 保 険 税	796,727,000	849,358,886	821,114,015	52,631,886	① 28,244,871	3.4
2 県 支 出 金	3,277,579,000	3,122,969,628	3,162,769,906	△ 154,609,372	② △ 39,800,278	△ 1.3
3 繰 入 金	455,253,000	455,251,901	410,631,443	△ 1,099	③ 44,620,458	10.9
4 繰 越 金	138,392,000	138,392,841	108,501,986	841	29,890,855	27.5
5 諸 収 入	3,502,000	4,684,496	30,948,543	1,182,496	④ △ 26,264,047	△ 84.9
6 国 庫 支 出 金	1,272,000	1,271,000	4,736,000	△ 1,000	⑤ △ 3,465,000	△ 73.2
合 計	4,672,725,000	4,571,928,752	4,538,701,893	△ 100,796,248	33,226,859	0.7

※令和6年度は、繰越明許費含む。

歳出

区 分	R7予算現額 A (円)	R7決算額 B (円)	R6決算額 C (円)	不用額 A-B (円)	決算増減額 B-C (円)	決算増減率 (%)
1 総 務 費	29,403,000	23,749,581	27,606,354	5,653,419	⑥ △ 3,856,773	△ 14.0
2 保 険 給 付 費	3,241,991,000	3,061,026,677	3,070,380,180	180,964,323	⑦ △ 9,353,503	△ 0.3
3 国民健康保険事業費納付金	1,195,699,000	1,195,697,394	1,186,459,980	1,606	⑧ 9,237,414	0.8
4 保 健 事 業 費	58,169,000	52,937,501	53,467,028	5,231,499	⑨ △ 529,527	△ 1.0
5 基 金 積 立 金	1,000	0	0	1,000	0	0.0
6 公 債 費	1,000	0	0	1,000	0	0.0
7 諸 支 出 金	142,461,000	140,953,841	62,395,510	1,507,159	⑩ 78,558,331	125.9
8 予 備 費	5,000,000	0	0	5,000,000	0	0.0
合 計	4,672,725,000	4,474,364,994	4,400,309,052	198,360,006	74,055,942	1.7

※令和6年度は、繰越明許費含む。

令和7年度決算額	歳入合計 4,571,928,752円	歳出合計 4,474,364,994円	=	97,563,758円
----------	------------------------	------------------------	---	-------------

2. 歳入歳出決算増減額の主な理由

【歳入】

- ①国民健康保険税の増 +28,245千円(税率・税額改定等による)
医療給付費分(現年課税分)収納率 6年度 95.4% ⇒ 7年度 95.1%
被保険者数 6年度 8,357人 ⇒ 7年度 8,075人 △282人
基準総所得金額 6年度 5,759,675千円 ⇒ 7年度 5,923,642千円 +163,967千円
(基準総所得金額及び被保険者数は、(各年+1)年4月の数値)
- ②県支出金の減 △39,800千円
普通交付金 6年度 3,085,921千円 ⇒ 7年度 3,068,005千円 △17,916千円
特別交付金(県繰入金(2号分)) 6年度 35,514千円 ⇒ 7年度 22,213千円 △13,301千円
- ③繰入金の増 +44,620千円
その他一般会計繰入金 6年度 179,844千円 ⇒ 7年度 209,155千円 +29,311千円
(うち財源不足分 6年度 151,786千円 ⇒ 7年度 181,729千円 +29,943千円)
- ④諸収入の減 △26,264千円
一般被保険者第三者納付金 6年度 27,732千円 ⇒ 7年度 785千円 △26,947千円
- ⑤国庫支出金の減 △3,465千円
6年度 社会保障・税番号制度システム整備費等補助金 4,736千円
(マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うシステム改修等)
7年度 子ども・子育て支援事業費補助金 1,272千円(子ども・子育て支援金制度に伴うシステム改修)

【歳出】

- ⑥総務費の減 △3,857千円
通信運搬費(一般管理事業) 6年度 4,798千円 ⇒ 7年度 2,116千円 △2,682千円
(保険証の廃止に伴い、簡易書留から特定記録郵便(資格確認書)・普通郵便(資格情報のお知らせ)に変更等)
国民健康保険資格システム改修業務委託料 △2,523千円(皆減)
賦課システム改修業務委託料 +1,272千円(皆増)
- ⑦保険給付費の減 △9,354千円(被保険者数の減による影響)
一人当たりの医療費 6年度 402,966円 ⇒ 7年度 426,309円 +23,343円
一件当たりの医療費 6年度 25,103円 ⇒ 7年度 26,088円 +985円
(入院の件数 6年度 2,124件 ⇒ 7年度 2,038件 △86件)
(入院の日数 6年度 30,166件 ⇒ 7年度 29,943件 △223件)
(入院の費用額 6年度 1,290,385千円 ⇒ 7年度 1,407,872千円 +117,487千円)
(高額療養費 6年度 406,506千円 ⇒ 7年度 424,091千円 +17,585円)
- ⑧国民健康保険事業費納付金の増 +9,237千円
一人当たり保険給付費の増等により一人当たり保険税必要額が増加した。
一人当たり保険給付費 6年度 325,428円 ⇒ 7年度 338,394円 +12,966円
一人当たり保険税必要額 6年度 127,550円 ⇒ 7年度 134,949円 +7,399円
- ⑨保健事業費の減 △530千円
特定健康診査委託料 6年度 17,954千円 ⇒ 7年度 17,017千円 △937千円
通信運搬費(保健衛生普及事業) 6年度 1,936千円 ⇒ 7年度 1,009千円 △927千円
(医療費通知の回数減 6年度・年6回 ⇒ 7年度・年2回)
- ⑩諸支出金の増 +78,558千円
一般会計繰出金 6年度 4,354千円 ⇒ 7年度 98,237千円 +93,883千円

杉戸町国民健康保険事業の概要

1. 杉戸町国民健康保険特別会計収支決算(実質単年度収支額)の推移【令和元年度から令和7年度まで】 (単位:円)

区分	収入総額(a)	基金繰入金(b)	法定外繰入金(c)	繰越金(d)	計(e) (b)+(c)+(d)	支出総額(f)	基金積立金(g)	収支差引額 (a)-(f)	実質単年度 収支額 (a)-(e)-(f)+(g)	年度末基金残高 (千円)
令和元年度	5,179,997,245	111,241,000	49,772,000	128,333,736	289,346,736	5,088,690,924	60,572,700	91,306,321	△ 137,467,715	258,413
令和2年度	4,671,949,531	94,136,000	37,542,000	91,306,321	222,984,321	4,545,792,155	51,961,196	126,157,376	△ 44,865,749	216,239
令和3年度	4,937,561,346	217,974,000	35,954,000	126,157,376	380,085,376	4,799,507,759	99,787,305	138,053,587	△ 142,244,484	98,052
令和4年度	4,758,183,410	129,946,000	36,859,000	138,053,587	304,858,587	4,685,025,809	33,685,000	73,157,601	△ 198,015,986	1,791
令和5年度	4,747,084,583	1,790,827	125,874,173	73,157,601	200,822,601	4,638,582,597	0	108,501,986	△ 92,320,615	0
令和6年度	4,538,701,893	0	179,844,000	108,501,986	288,345,986	4,400,309,052	0	138,392,841	△ 149,953,145	0
令和7年度	4,571,928,752	0	209,155,000	138,392,841	347,547,841	4,474,364,994	0	97,563,758	△ 249,984,083	0

2. 令和7年度国民健康保険税の収納率等の状況

(1) 収納率の状況 (単位:%)

区分	7年度	6年度	対前年度
全体	88.75	88.26	0.49
現年課税分	94.84	95.19	△ 0.35
滞納繰越分	30.40	27.79	2.61

(2) 滞納処分等の状況 (単位:件、円)

区分	7年度	6年度	対前年度
滞納処分換価件数 (町税全体)	174	165	9
滞納処分換価額 (町税全体)	15,400,707	14,057,733	1,342,974
滞納処分換価件数 (国保分)	65	53	12
滞納処分換価額 (国保分)	4,212,676	6,398,119	△ 2,185,443

(3) 納付状況の割合 (単位:%)

区分		7年度	6年度	対前年度
普通徴収	口座振替	34.5	34.3	0.2
	コンビニ決済	24.0	23.0	1.0
	金融機関等 窓口	27.6	28.1	△ 0.5
特別徴収 (年金天引)		13.9	14.6	△ 0.7
合計		100.0	100.0	

(4) マイナ保険証の登録率(2026年3月)

加入者数	登録者数	登録率
8,074	5,642	69.88%

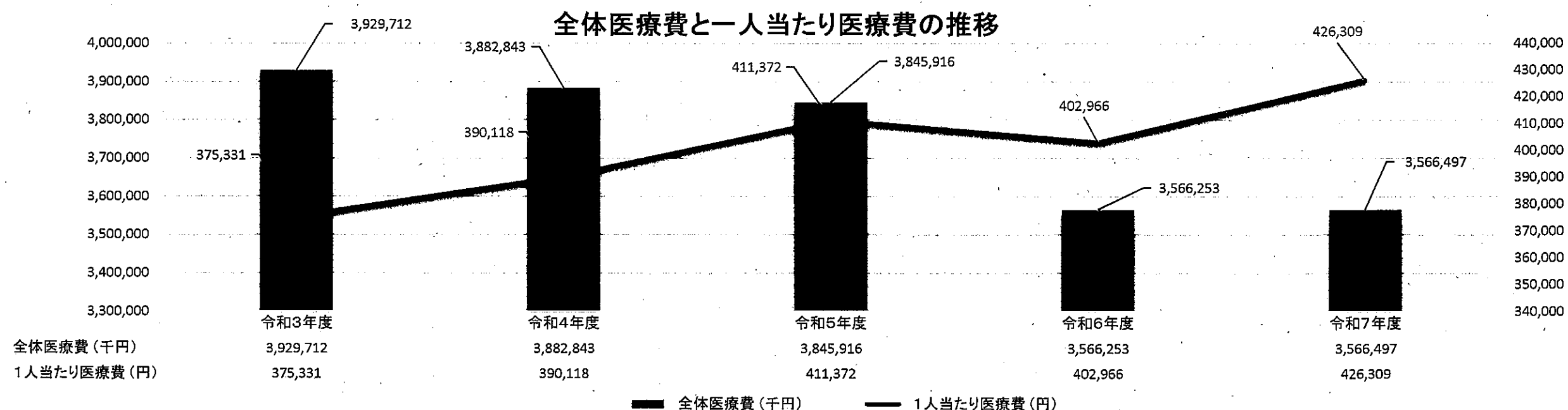
(5) マイナ保険証の利用率(2026年3月診療分)

外来レセプト枚数	マイナ保険証による オンライン資格確認利用人数	マイナ保険証利用率
11,181	8,194	73.29%

3. 医療費諸率の推移

区 分		令和3年度	前年度比(%)	令和4年度	前年度比(%)	令和5年度	前年度比(%)	令和6年度	前年度比(%)	令和7年度	前年度比(%)
被保険者数 (年度平均)	A (人)	10,470	97.4	9,953	95.1	9,349	93.9	8,850	94.7	8,366	94.5
療養の給付、 療養費等件数	B (件)	159,230	104.0	156,251	98.1	150,240	96.2	142,065	94.6	136,710	96.2
療養の給付、 療養費等費用額	C (千円)	3,929,712	104.4	3,882,843	98.8	3,845,916	99.0	3,566,253	92.7	3,566,497	100.0
一人当たり 受診件数	B/A (件)	15.2	106.8	15.7	103.3	16.1	102.5	16.1	100.0	16.3	101.2
一人当たり 費用額	C/A (円)	375,331	107.2	390,118	103.9	411,372	105.4	402,966	98.0	426,309	105.8
一件当たり 費用額	C/B (円)	24,679	100.3	24,850	100.7	25,598	103.0	25,103	98.1	26,088	103.9

出典:各年「施策成果表」



4. 令和6年度 埼玉県東部地区市町主要事項調(医療費諸率関連)

区分	1人当たり療養諸費費用額(円)				1人当たり診療費(円)								レセプト1件当たり診療費(円)							
	順位	全体	順位	(再掲) 前期高齢者	順位	入院	順位	入院外	順位	歯科	順位	合計	順位	入院	順位	入院外	順位	歯科	順位	合計
加須市	10	403,016	14	516,219	7	148,918	6	149,472	10	25,624	8	319,014	14	641,967	12	16,878	13	12,087	10	28,483
春日部市	12	389,321	11	522,366	12	131,903	12	137,597	8	26,960	12	296,460	12	659,964	11	16,953	8	12,304	13	28,214
羽生市	9	404,163	12	520,050	6	150,078	10	143,169	6	27,575	7	320,822	13	656,245	15	16,094	4	12,563	11	28,342
草加市	15	371,866	4	568,372	15	127,042	11	139,051	12	25,170	15	291,264	2	702,400	10	17,084	2	12,576	12	28,218
越谷市	13	383,518	6	558,550	13	131,477	13	136,685	7	27,562	13	295,723	9	670,655	13	16,532	12	12,112	15	27,536
久喜市	2	421,871	8	531,371	2	154,218	4	152,385	2	28,954	2	335,557	5	685,255	9	17,241	5	12,444	7	29,459
八潮市	14	375,786	1	597,009	14	130,389	14	136,682	9	26,420	14	293,491	10	661,247	6	17,783	7	12,372	9	29,294
三郷市	8	405,177	2	577,622	5	150,566	15	135,150	4	28,693	11	314,409	6	682,008	8	17,357	14	11,777	4	30,106
蓮田市	5	413,065	10	528,435	9	144,364	8	145,738	5	27,747	9	317,849	1	710,197	14	16,130	3	12,572	14	27,771
白岡市	4	416,460	13	518,085	4	150,639	7	147,029	3	28,743	5	326,412	8	670,832	7	17,578	1	12,688	5	30,072
幸手市	7	407,690	15	504,909	10	140,826	1	160,859	11	25,345	4	327,030	11	660,255	3	18,367	11	12,206	6	29,601
吉川市	3	418,506	5	559,899	3	152,033	3	152,883	13	24,933	3	329,849	4	691,746	2	18,418	15	11,453	2	30,835
宮代町	1	431,822	7	558,461	1	160,605	2	159,453	14	24,671	1	344,730	7	679,415	1	18,463	9	12,300	1	31,706
杉戸町	11	402,966	9	528,500	8	145,806	5	151,676	15	23,775	6	321,258	15	607,526	4	18,040	10	12,282	3	30,354
松伏町	6	410,082	3	575,658	11	139,781	9	145,301	1	31,208	10	316,289	3	695,523	5	17,998	6	12,425	8	29,325
町村平均(県内)		417,778		525,819		149,490		148,017		26,671		324,178		639,358		17,235		11,995		29,349
市町村平均(県内)		387,690		541,488		133,566		139,808		26,180		299,554		669,037		16,712		12,141		27,490

出典：埼玉県国保連合会発行『令和6年度国民健康保険事業状況（速報値）』

【この表から分析されること】

杉戸町の1人当たりにかかる療養諸費費用額及び診療費は、市町村平均を上回っている。

また、レセプト1件当たり診療費の合計も30,354円と東部地区で3番目に高い金額となっている。

このようなことから、杉戸町の医療費は県内市町村に比べて高く、引き続き、被保険者の健康増進や医療費削減の観点から、予防や保健事業を推進する必要がある。

○診療費とは… 診療にかかる費用で、入院・入院外・歯科に分類される。

○療養給付費とは… 診療費（入院・入院外・歯科）に薬剤の支給・入院時食事療養費生活療養費・訪問看護療養費の合計を加えたもの。

○療養諸費とは… 療養給付費に療養費（はり・きゅう・あんま・マッサージ、柔道整復師、補装具等）の合計を加えたもの。

議題第2号

令和8年度杉戸町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)(案)について

令和8年7月29日提出

杉戸町長 窪 田 裕 之

令和8年度国民健康保険特別会計補正予算(第1号) (案)

1. 歳入歳出予算

歳入

(単位:千円)

区分	予算現額 A	補正額(1号) B			補正後の予算額 A+B
1 国民健康保険税	875,318				875,318
2 国庫支出金	5,087				5,087
3 県支出金	3,319,557				3,319,557
4 繰入金	372,599	① -7,000			365,599
5 繰越金	30,000	② 67,563			97,563
6 諸収入	3,078				3,078
合 計	4,605,639	60,563			4,666,202

歳出

(単位:千円)

区分	予算現額 A	補正額(1号) B			補正後の予算額 A+B
1 総務費	29,671	③ 421			30,092
2 保険給付費	3,291,447				3,291,447
3 国民健康保険事業費納付金	1,221,392	④ -419			1,220,973
4 保健事業費	56,125	⑤ 1,219			57,344
5 基金積立金	1	⑥ 51,714			51,715
6 公債費	1				1
7 諸支出金	4,002	⑦ 7,628			11,630
8 予備費	3,000				3,000
合 計	4,605,639	60,563			4,666,202

2. 歳入歳出補正予算額の主な増減理由

【歳入】

- ①出産育児一時金等繰入金の皆減 △7,000千円
※出産育児一時金の2/3公費負担の廃止による。
②繰越金追加分 +67,563千円
(令和7年度決算剰余金97,563千円－当初予算計上額30,000千円)

【歳出】

- ③賦課システム改修業務委託料追加分 +421千円
(子ども均等割軽減の高校生年代までの対象拡充に伴う改修)
④国民健康保険事業費納付金本算定による減額分 △419千円
内訳: 医療給付費納付金 △3,269千円
後期高齢者支援金等納付金 △779千円
介護納付金 +287千円
子ども・子育て支援金納付金 +3,342千円
⑤特定健康診査用ネットワーク機器保守パック購入費 509千円
特定健康診査用ネットワーク機器購入費 710千円
⑥財政調整基金積立金追加分 +51,714千円
⑦一般会計繰出金追加分(令和7年度精算分) +7,628千円

議題第3号

令和9年度の国民健康保険税率・税額について

令和8年7月29日提出

杉戸町長 窪 田 裕 之

議題第3号 令和9年度の国民健康保険税率・税額について【資料】

1 埼玉県国民健康保険運営方針(第3期)による保険税水準の統一の進め方

(1) 納付金ベースの統一(令和6年度～)

国民健康保険事業費納付金算定において、統一基準により行う。

(2) 準統一(令和9年度～)

標準保険税率の算定において、収納率格差以外の各項目の取り扱いを統一する。

各市町村は県が提示する市町村標準保険税率どおりに税率を設定する。

(3) 完全統一(令和12年度～)

県内、標準保険税率で統一する。ただし、財政安定化基金の償還分の財源を保険税で賄う場合などは、保険税率に差異が生じることもある。

2 杉戸町の税率・税額(令和8年度)と令和8年度埼玉県国民健康保険に係る市町村標準保険税率(杉戸町)との対比

区分		杉戸町	標準保険税率	(参考)比較 (杉戸町ー標準保険税率)
医療分 (基礎課税額分)	所得割	7.0%	7.96%	△0.96%
	均等割	40,000円	48,366円	△8,366円
後期高齢者 支援金等分	所得割	2.7%	2.80%	△0.10%
	均等割	15,000円	16,920円	△1,920円
介護納付金分	所得割	2.3%	2.43%	△0.13%
	均等割	15,000円	17,246円	△2,246円
子ども・子育て 支援納付金分	所得割	0.2%	0.29%	△0.09%
	均等割	1,500円	1,775円	△275円
	18歳以上 均等割	100円	133円	△33円

3 市町村標準保険税率(杉戸町)の推移

区分		令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
医療分 (基礎課税額分)	所得割	6.34%	6.35%	6.85%	7.29%	7.96%
	均等割	38,666円	38,404円	40,649円	44,698円	48,366円
後期高齢者 支援金等分	所得割	2.39%	2.76%	2.82%	2.71%	2.80%
	均等割	14,108円	16,153円	16,313円	16,391円	16,920円
介護納付金分	所得割	2.57%	2.40%	2.37%	2.24%	2.43%
	均等割	18,688円	17,395円	16,776円	16,157円	17,246円
子ども・子育て 支援納付金分	所得割					0.29%
	均等割					1,775円
	18歳以上 均等割					133円

4 埼玉県内の国民健康保険税率・税額の状況（令和8年度）

区分	医療分 (基礎課税額分)				後期高齢者 支援金等課税額分		介護納付金 課税額分		子ども・子育て 支援納付金分		
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	18歳以上 均等割
	(%)	(%)	(円)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(円)
川越市	7.33	0.00	44,900	0	2.73	16,500	2.27	16,300	0.26	1,592	112
熊谷市	7.28	0.00	40,500	0	2.58	15,500	2.12	15,500	0.29	1,787	114
川口市	7.45	0.00	44,000	0	2.78	16,000	2.36	17,000	0.27	1,400	100
行田市	7.80	0.00	42,000	0	2.90	15,000	2.50	15,000	0.30	1,600	100
秩父市	7.30	0.00	41,000	0	2.50	15,500	2.20	15,500	0.29	1,782	123
所沢市	8.51	0.00	43,065	0	3.22	12,885	2.77	17,354	0.24	1,710	121
飯能市	7.68	0.00	42,000	0	2.56	17,000	2.30	17,000	0.24	1,500	100
加須市	7.98	0.00	47,700	0	2.86	13,500	2.44	11,000	0.26	1,573	119
本庄市	7.26	0.00	43,054	0	2.83	16,372	2.33	16,534	0.29	1,772	143
東松山市	7.91	0.00	40,900	0	2.78	15,800	2.44	16,800	0.30	1,804	124
春日部市	8.70	0.00	47,100	0	2.87	16,100	2.46	16,600	0.26	1,500	100
狭山市	8.10	0.00	49,300	0	2.74	16,600	2.35	16,700	0.26	1,500	100
羽生市	7.20	0.00	32,500	0	2.80	15,500	2.30	15,500	0.31	1,922	122
鴻巣市	7.58	0.00	42,000	0	2.76	16,000	2.41	16,000	0.29	1,800	100
深谷市	7.30	0.00	44,500	0	2.75	16,500	2.35	17,000	0.26	1,558	121
上尾市	8.10	0.00	49,233	0	2.83	17,105	2.47	17,492	0.26	1,580	107
草加市	8.78	0.00	45,800	0	2.91	14,800	2.52	16,000	0.30	1,800	100
※ 越谷市	8.11	0.00	49,315	0	2.83	17,086	2.44	17,325	0.30	1,827	151
蕨市	6.80	0.00	41,100	0	2.50	15,600	2.30	13,200	0.30	1,800	100
戸田市	8.00	0.00	31,800	0	1.60	9,500	1.42	12,500	0.27	1,615	145
入間市	7.97	0.00	48,420	0	2.85	17,202	2.47	17,520	0.26	1,592	110
朝霞市	7.60	10.00	34,000	4,000	2.60	14,000	2.20	14,000	0.30	1,800	100
志木市	7.67	0.00	47,200	0	2.78	17,000	2.39	17,500	0.26	1,500	100
和光市	7.30	0.00	24,000	0	2.30	12,000	1.80	12,000	0.30	1,854	136
新座市	7.30	0.00	34,000	0	2.82	17,000	2.46	17,000	0.29	1,800	100
桶川市	7.95	0.00	38,280	0	2.60	12,600	2.28	12,660	0.29	1,800	120
久喜市	8.08	0.00	47,500	0	2.82	17,000	2.41	17,100	0.26	1,600	100
北本市	7.30	0.00	38,900	0	2.80	13,500	2.20	16,100	0.26	1,500	100
八潮市	7.80	0.00	35,000	0	2.50	15,000	2.30	14,000	0.30	1,789	187
富士見市	8.23	0.00	42,200	0	2.64	14,000	2.18	16,300	0.29	1,773	125
ふじみ野市	7.76	0.00	39,600	0	2.48	14,300	2.28	15,500	0.29	1,800	100

※は、標準保険税率と同じ税率

※

区分	医療分 (基礎課税額分)				後期高齢者 支援金等課税額分		介護納付金 課税額分		子ども・子育て 支援納付金分		
	所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	均等割	所得割	均等割	所得割	均等割	18歳以上 均等割
	(%)	(%)	(円)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(%)	(円)	(円)
三郷市	8.20	0.00	41,600	0	2.80	14,100	2.40	15,600	0.29	1,762	152
蓮田市	8.05	0.00	40,000	0	2.84	14,000	2.43	17,000	0.29	1,802	117
伊奈町	8.45	0.00	45,700	0	2.93	16,700	2.38	15,500	0.29	1,765	139
三芳町	7.97	0.00	34,300	0	3.24	11,100	2.39	14,800	0.29	1,734	154
坂戸市	8.40	0.00	41,600	0	2.82	14,300	2.52	17,000	0.30	1,832	128
毛呂山町	7.82	0.00	47,514	0	2.75	16,583	2.43	17,262	0.30	1,820	111
越生町	7.40	0.00	30,800	0	2.00	11,100	1.90	14,800	0.29	1,841	82
鶴ヶ島市	8.00	0.00	47,000	0	2.80	17,000	2.40	17,000	0.30	1,900	100
日高市	8.16	0.00	49,500	0	2.77	16,700	2.38	16,800	0.25	1,500	120
滑川町	8.00	0.00	42,000	0	2.90	16,000	2.60	17,000	0.30	1,500	100
嵐山町	8.50	0.00	46,000	0	2.80	16,000	2.40	17,000	0.29	1,800	100
小川町	7.80	0.00	44,800	0	2.70	16,200	2.30	16,400	0.20	1,340	60
ときがわ町	7.90	0.00	41,900	0	2.20	14,500	2.00	15,400	0.25	1,532	97
川島町	6.20	0.00	31,000	0	2.40	13,500	1.90	14,000	0.30	1,600	100
吉見町	8.00	0.00	41,500	0	2.80	15,000	2.30	15,500	0.25	1,500	100
鳩山町	7.70	0.00	39,600	0	2.40	15,000	2.20	16,800	0.15	900	50
横瀬町	7.00	0.00	41,000	0	2.80	16,000	2.40	16,000	0.26	1,570	100
皆野町	8.25	0.00	46,200	0	2.80	16,400	2.55	16,200	0.29	1,910	0
長瀨町	8.00	8.00	39,300	2,600	2.60	14,300	2.30	14,800	0.26	1,650	60
小鹿野町	7.39	0.00	42,100	0	2.98	13,200	1.96	16,000	0.27	1,600	90
東秩父村	7.20	0.00	40,000	0	2.80	16,000	2.50	17,000	0.24	1,500	50
美里町	7.50	0.00	45,000	0	2.70	17,000	2.40	16,000	0.29	1,725	147
神川町	6.30	15.00	25,000	8,000	2.40	10,000	2.30	15,000	0.30	1,539	118
上里町	8.10	0.00	44,800	0	2.88	16,700	2.57	17,000	0.30	1,800	140
寄居町	6.98	0.00	42,800	0	2.64	16,000	2.20	15,900	0.29	1,800	100
宮代町	7.70	0.00	44,900	0	2.70	15,900	2.35	16,600	0.26	1,582	96
白岡市	7.37	0.00	40,100	0	2.58	15,700	2.25	15,800	0.29	1,806	103
幸手市	8.00	0.00	46,000	0	2.70	16,000	2.40	17,000	0.25	1,500	100
杉戸町	7.00	0.00	40,000	0	2.70	15,000	2.30	15,000	0.20	1,500	100
松伏町	7.80	0.00	37,400	0	2.00	10,400	1.60	12,300	0.29	1,773	148
吉川市	7.20	0.00	43,000	0	2.50	13,000	2.30	15,000	0.20	1,800	200
さいたま市	7.64	0.00	43,300	0	2.73	14,900	2.37	16,100	0.26	1,600	100
市町村平均	7.72	0.52	41,533	232	2.69	15,028	2.31	15,802	0.27	1,667	110

※は、標準保険税率と同じ税率

報告第1号

杉戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について

令和8年7月29日提出

杉戸町長 窪田 裕之

専第4号

専 決 処 分 書

次の事項について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がないと認め、次のとおり専決処分する。

記

杉戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

理 由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和8年政令第83号）の施行に伴い、令和8年4月1日から杉戸町国民健康保険税条例の一部を改正する必要がある、同条例の改正について町議会を招集する時間的余裕がないため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により専決処分する。

令和8年3月31日

杉戸町長 窪 田 裕 之

杉戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

杉戸町国民健康保険税条例（昭和34年杉戸町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項ただし書中「66万円」を「67万円」に改め、同条第3項中「その世帯に属する」の次に「国民健康保険の」を加え、同条第5項中「その世帯に属する」の次に「国民健康保険の」を加え、「法」を「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、加算後の額が3万円を超える場合においては、子ども・子育て支援納付金課税額は、3万円とする。

第3条第1項中「地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第9条の4の見出しを「（18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額）」に改める。

第23条第1項各号列記以外の部分中「66万円」を「67万円」に、「及び」を「、」に改め、「17万円）」の次に「及び同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からエ及びオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加え、同項第1号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき
1,050円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき 70円

第23条第1項第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき
750円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき 50円

第23条第1項第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号に次のように加える。

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき
300円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき 20円

第23条第2項に次の1号を加える。

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号エに規定する金額を減額した世帯 225円

イ 前項第2号エに規定する金額を減額した世帯 375円

ウ 前項第3号エに規定する金額を減額した世帯 600円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 750円

第23条第3項各号列記以外の部分中「及び」を「、」に改め、「被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、同項第1号中「第24条の30の5」を「第24条の30の6」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第23条に次の1項を加える。

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額（前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、

当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

附則第3項、第4項及び第6項から第13項までの規定中「第8条及び」を「第8条、第9条の2及び」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の杉戸町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

杉戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

改正案	現行
第1条 (略) (課税額)	第1条 (略) (課税額)
第2条 (略)	第2条 (略)
2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>67万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>67万円</u>とする。	2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が<u>66万円</u>を超える場合には、基礎課税額は、<u>66万円</u>とする。
3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する<u>国民健康保険の被保険者</u>につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。	3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する_____被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が26万円を超える場合には、後期高齢者支援金等課税額は、26万円とする。
4 (略)	4 (略)
5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する<u>国民健康保険の被保険者</u>につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（<u>地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険</u>	5 第1項第4号の子ども・子育て支援納付金課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する_____被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（<u>法_____第703条の4第30項に規定する18歳以上被保険</u>

者をいう。以下同じ。)につき算定した
18歳以上被保険者均等割額を加算した
額とする。ただし、加算後の額が3万円
を超える場合においては、子ども・子育て
支援納付金課税額は、3万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課
税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期
日の属する年の前年の所得に係る法

第314条の2第1項に規定
する総所得金額及び山林所得金額の合計
額から同条第2項の規定による控除をし
た後の総所得金額及び山林所得金額の合
計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」
という。)に100分の7.0を乗じて
算定する。

2 (略)

第4条～第9条の3 (略)

(18歳以上被保険者に係る子ども・子
育て支援納付金課税額の18歳以上被保
険者均等割額)

第9条の4 第2条第5項の18歳以上被
保険者均等割額は、18歳以上被保険者
1人について100円とする。

第10条～第21条及び第22条 (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国
民健康保険税の納税義務者に対して課す
る国民健康保険税の額は、第2条第2項

者をいう。以下同じ。)につき算定した
18歳以上被保険者均等割額を加算した
額とする。_____

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課
税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期
日の属する年の前年の所得に係る地方税

法(昭和25年法律第226号。以下「法」

という。)第314条の2第1項に規定
する総所得金額及び山林所得金額の合計
額から同条第2項の規定による控除をし
た後の総所得金額及び山林所得金額の合
計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」
という。)に100分の7.0を乗じて
算定する。

2 (略)

第4条～第9条の3 (略)

(国民健康保険の被保険者に係る子ども
・子育て支援納付金課税額の18歳以上
被保険者均等割額)

第9条の4 第2条第5項の18歳以上被
保険者均等割額は、18歳以上被保険者
1人について100円とする。

第10条～第21条及び第22条 (略)

(国民健康保険税の減額)

第23条 次の各号のいずれかに掲げる国
民健康保険税の納税義務者に対して課す
る国民健康保険税の額は、第2条第2項

本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）、同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）及び同条第5項本文の子ども・子育て支援納付金課税額からエ及びオに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）の合算額とする。

(1) (略)

ア～ウ (略)

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）

1人につき 1,050円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき 70円

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算

本文の基礎課税額からアに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合には、26万円）及び同条第4項本文の介護納付金課税額からウに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）

の合算額とする。

(1) (略)

ア～ウ (略)

(追加)

(追加)

(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算

額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき31万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～ウ （略）

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき 750円

オ 18歳被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人につき 50円

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて

額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき30万5,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

ア～ウ （略）

（追加）

（追加）

- (3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて

得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき57万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～ウ (略)

エ 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。)

1人につき 300円

オ 18歳以上被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 18歳以上被保険者(第1条第2項に規定する世帯主を除く。) 1人につき 20円

2 (略)

(1)・(2) (略)

(3) 国民健康保険の被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

ア 前項第1号エに規定する金額を減額した世帯 225円

イ 前項第2号エに規定する金額を減額した世帯 375円

ウ 前項第3号エに規定する金額を減額した世帯 600円

得た金額を加算した金額)に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき56万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者(前2号に該当する者を除く。)

ア～ウ (略)

(追加)

(追加)

2 (略)

(1)・(2) (略)

(追加)

エ アからウまでに掲げる世帯以外の

世帯 750円

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に
地方税法施行令第56条の89第4項に
規定する出産被保険者（以下「出産被保
険者」という。）が属する場合における
当該納税義務者に対して課する所得割額
、被保険者均等割額及び18歳以上被
保険者均等割額（第1項に規定する金額
を減額するものとした場合にあっては、
その減額後の被保険者均等割額及び18
歳以上被保険者均等割額）は、当該所得
割額、被保険者均等割額及び18歳以
上被保険者均等割額から、次の各号に掲
げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定
める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係
る基礎課税額の所得割額 当該出産被
保険者につき第3条の規定により算定
した所得割額の12分の1の額に、当
該出産被保険者の出産の予定日（地方
税法施行規則第24条の30の6に定
める場合には、出産の日。以下同じ。
）の属する月（以下「出産予定月」と
いう。）の前月（多胎妊娠の場合には、
3月前）から出産予定月の翌々月まで
の期間（以下「産前産後期間」という。
）のうち当該年度に属する月数を乗じ
て得た額

(2)～(6) (略)

- 3 国民健康保険税の納税義務者の世帯に
地方税法施行令第56条の89第4項に
規定する出産被保険者（以下「出産被保
険者」という。）が属する場合における
当該納税義務者に対して課する所得割額
及び被保険者均等割額_____（第1項に規定する金額
を減額するものとした場合にあっては、
その減額後の被保険者均等割額_____
_____）は、当該所得
割額及び被保険者均等割額_____
_____から、次の各号に掲
げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定
める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の出産被保険者に係
る基礎課税額の所得割額 当該出産被
保険者につき第3条の規定により算定
した所得割額の12分の1の額に、当
該出産被保険者の出産の予定日（地方
税法施行規則第24条の30の5に定
める場合には、出産の日。以下同じ。
）の属する月（以下「出産予定月」と
いう。）の前月（多胎妊娠の場合には、
3月前）から出産予定月の翌々月まで
の期間（以下「産前産後期間」という。
）のうち当該年度に属する月数を乗じ
て得た額

(2)～(6) (略)

(7) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の所得割額 当該出産被保険者につき第9条の2の規定により算定した所得割額の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(追加)

(8) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の3の規定により算定した被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(追加)

(9) 国民健康保険の出産被保険者に係る子ども・子育て支援納付金課税額の18歳以上被保険者均等割額 当該出産被保険者につき第9条の4の規定により算定した18歳以上被保険者均等割額（第1項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の18歳以上被保険者均等割額）の12分の1の額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(追加)

4 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に18歳に達する日以後の最初の

(追加)

3月31日以前である被保険者(以下「18歳未満被保険者」という。)がある場合における当該納税義務者に対して課する子ども・子育て支援納付金課税額の被保険者均等割額(当該納税義務者の世帯に属する18歳未満被保険者につき算定した被保険者均等割額(前3項に規定する金額を減額するものとした場合にあっては、その減額後の被保険者均等割額)に限る。))は、当該被保険者均等割額から、当該被保険者均等割額に相当する額を減額して得た額とする。

第23条の2～第28条 (略)

附 則

1・2 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特例同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附

第23条の2～第28条 (略)

附 則

1・2 (略)

(上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特例同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附

則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除

則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

(長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除

後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

5 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

5 (略)

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の2第5項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金

額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあ

額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

（土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあ

るのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額

るのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

（特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額

（「と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（「とあるのは「山林所得金額並

（「と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 1 1 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第23条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計額（「とあるのは「山林所得金額並

びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条、第9条の2及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に

びに特例適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第23条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第6条、第8条_____及び第23条の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に

規定する条約適用利子等の額の合計額（
と、同条第2項中「又は山林所得金額」
とあるのは「若しくは山林所得金額又は
租税条約等実施特例法第3条の2の2第
10項に規定する条約適用利子等の額」
と、第23条第1項中「及び山林所得金
額」とあるのは「及び山林所得金額並び
に租税条約等実施特例法第3条の2の2
第10項に規定する条約適用利子等の
額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税
の課税の特例）

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健
康保険の被保険者若しくは特定同一世帯
所属者が租税条約等実施特例法第3条の
2の2第12項に規定する条約適用配当
等に係る利子所得、配当所得及び雑所得
を有する場合における第3条、第6条、
第8条、第9条の2及び第23条の規定
の適用については、第3条第1項中「及
び山林所得金額の合計額から同条第2
項」とあるのは「及び山林所得金額並び
に租税条約等の実施に伴う所得税法、法
人税法及び地方税法の特例等に関する法
律（昭和44年法律第46号。以下「租
税条約等実施特例法」という。）第3条
の2の2第12項に規定する条約適用配
当等の額の合計額から法第314条の2
第2項」と、「及び山林所得金額の合計
額（）」とあるのは「及び山林所得金額並
びに租税条約等実施特例法第3条の2の

規定する条約適用利子等の額の合計額（
と、同条第2項中「又は山林所得金額」
とあるのは「若しくは山林所得金額又は
租税条約等実施特例法第3条の2の2第
10項に規定する条約適用利子等の額」
と、第23条第1項中「及び山林所得金
額」とあるのは「及び山林所得金額並び
に租税条約等実施特例法第3条の2の2
第10項に規定する条約適用利子等の
額」とする。

（条約適用配当等に係る国民健康保険税
の課税の特例）

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健
康保険の被保険者若しくは特定同一世帯
所属者が租税条約等実施特例法第3条の
2の2第12項に規定する条約適用配当
等に係る利子所得、配当所得及び雑所得
を有する場合における第3条、第6条、
第8条_____及び第23条の規定
の適用については、第3条第1項中「及
び山林所得金額の合計額から同条第2
項」とあるのは「及び山林所得金額並び
に租税条約等の実施に伴う所得税法、法
人税法及び地方税法の特例等に関する法
律（昭和44年法律第46号。以下「租
税条約等実施特例法」という。）第3条
の2の2第12項に規定する条約適用配
当等の額の合計額から法第314条の2
第2項」と、「及び山林所得金額の合計
額（）」とあるのは「及び山林所得金額並
びに租税条約等実施特例法第3条の2の

2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

14 （略）

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この条例による改正後の杉戸町国民健康保険税条例の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

14 （略）

杉戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分について（概要）

1 専決処分の理由

地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和 8 年政令第 8 3 号）の施行に伴い、令和 8 年 4 月 1 日から杉戸町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性があり、同条例の改正について町議会を招集する時間的余裕がなかったことから、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 7 9 条第 1 項の規定により、令和 8 年 3 月 3 1 日に専決処分したものです。

2 条例改正の内容

（1）基礎課税額の課税限度額の引き上げ及び子ども・子育て支援納付金分の課税限度額の設定

国民健康保険税の基礎課税額（医療分）に係る課税限度額について 6 7 万円に引き上げ、子ども・子育て支援納付金課税額に係る課税限度額を 3 万円に設定しました。

区 分	改正前	改正後	比 較
基礎課税額（医療分）	6 6 万円	6 7 万円	+ 1 万円
後期高齢者支援金等課税額	2 6 万円	2 6 万円	± 0 万円
介護納付金課税額	1 7 万円	1 7 万円	± 0 万円
子ども・子育て支援納付金課税額		3 万円	+ 3 万円
合 計	1 0 9 万円	1 1 3 万円	+ 4 万円

（2）軽減判定所得の算定において被保険者数等に乗すべき金額の見直し（低所得者に対する軽減措置対象の拡大）

5 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者等の数に乗すべき金額を 3 1 万円に、2 割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定における被保険者等の数に乗すべき金額を 5 7 万円に引き上げました。

5 割軽減の拡大（軽減対象となる所得基準額の引き上げ）	
改正前	所得基準額
	4 3 万円 + 3 0 万 5, 0 0 0 円 × 被保険者数 + 1 0 万円 × (給与所得者等の数 - 1)
改正後	所得基準額
	4 3 万円 + 3 1 万円 × 被保険者数 + 1 0 万円 × (給与所得者等の数 - 1)

2 割軽減の拡大（軽減対象となる所得基準額の引き上げ）	
改正前	所得基準額
	4 3 万円 + 5 6 万円 × 被保険者数 + 1 0 万円 × (給与所得者等の数 - 1)
改正後	所得基準額
	4 3 万円 + 5 7 万円 × 被保険者数 + 1 0 万円 × (給与所得者等の数 - 1)

(3) 子ども・子育て支援納付金分課税額の軽減規定の追加

被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額に係る保険税の軽減規定（低所得者世帯・未就学児・産前産後）を追加しました。

また、18歳未満被保険者（18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者）に対する被保険者均等割額について、その全額を軽減する規定も追加しました。

3 施行日

令和8年4月1日（令和8年3月31日公布）

4 経過措置等

改正後の規定は、令和8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。